長野県報

4月9日（月）
平成24年
（2012年）
第2359号

目　　次

告　示

介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可（健康長寿課介護支援室）…… 1
介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定（健康長寿課介護支援室）…… 1
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害者支援課）…… 2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障害者支援課）… 2
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退（障害者支援課）…… 3
森林造成事業補助金交付要綱の一部改正（森林づくり推進課）…… 3
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）…… 5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）…… 6

公　告

一般競争入札（財産活用課）…… 7
建設業の許可の取消し（建設政策課）…… 8
一般競争入札（健康福祉政策課）……19
一般競争入札（交通政策課）……19

告　示

長野県告示第318号

介護保険法（平成９年法律第123号）第94条第１項の規定による介護老人保健施設の許可を、次のとおり行いました。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

開設者の名称	施設の名称	所在地	開設許可した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	老人保健施設みづうみ	諏訪市豊田2400番地９	平成24年３月30日
医療法人天祐堂松林医院	介護老人保健施設にしじょう	東筑摩郡筑北村西條3868番地１	平成24年３月30日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第319号

介護保険法（平成９年法律第123号）第69条の27第１項の規定による介護支援専門員実務研修受講試験に係る指定試験実施機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

１　指定試験実施機関の名称及び主たる事業所の所在地
　社会福祉法人長野県社会福祉協議会
　長野市若里七丁目１番７号
２　指定した年月日
　平成24年４月１日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第320号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

氏　名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
羽　生　修　治	肢体不自由	飯田市大通１－15 医療法人栗山会飯田病院
鳥　山　佑　一	視覚	松本市旭３－１－１ 信州大学医学部附属病院
髙　橋　耕　平	心臓	諏訪市湖岸通り５－11－50 諏訪赤十字病院
伊　藤　信　彦	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓	千曲市野高場1835－９ 社会福祉法人信濃整肢療護園 稲荷山医療福祉センター
石　原　弘　行	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸	諏訪郡富士見町落合11100 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原病院
出　口　博　一	音声・言語 そしゃく	上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324 上伊那生協病院
竹　中　寛　彰	腎臓 呼吸器	小県郡長和町大門576－５ たけなか医院
太　田　浩　一	視覚	塩尻市広丘郷原1780 松本歯科大学病院

障害者支援課

長野県告示第321号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

氏　名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
萩　元　緑　朗	駒ヶ根市赤穂3230 昭和伊南病院	飯田市八幡町438 飯田市立病院
宮　澤　隆　志	岡谷市本町４－11－33 市立岡谷病院	上伊那郡辰野町大字伊那富3351 町立辰野総合病院
和　田　直　道	上田市常田３－15－41 医療法人健和会 小林脳神経外科・神経内科病院	諏訪市湖岸通り５－11－50 諏訪赤十字病院

障害者支援課

長野県告示第322号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第３条第２項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

氏　　名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日
田　中　啓　之	諏訪市湖岸通り５－11－50 諏訪赤十字病院	平成23年８月31日
佐　野　武　司	飯田市羽場坂町2345－８ 佐野小児科医院	平成24年１月31日

障害者支援課

長野県告示第323号

森林造成事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第481号）の一部を次のように改正し、平成24年度の補助金から適用します。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

別表の信州の森林づくり事業の項を次のように改める。

森林環境保全整備事業	1　森林環境保全直接支援事業 地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等、同条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等実施主体に位置付けられた者又は森林経営計画の認定を受けた者が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　人工造林事業 (2)　樹下植栽等 (3)　下刈事業 (4)　雪起こし事業 (5)　倒木起こし (6)　枝打ち (7)　除伐等 (8)　間伐 (9)　更新伐 (10)　付帯施設等整備 (11)　森林作業道整備	10分の４以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の５以内
	2　環境林整備事業 (1)　広葉樹林化等整備事業 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア　人工造林事業 イ　樹下植栽等 ウ　下刈事業 エ　雪起こし事業 オ　倒木起こし カ　枝打ち キ　除伐等 ク　更新伐 ケ　付帯施設等整備 コ　森林作業道整備 (2)　被害森林整備事業 地方公共団体、森林組合、生産森林組合、森林整備法人又は森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア　人工造林事業 イ　樹下植栽等 ウ　下刈事業 エ　雪起こし事業 オ　倒木起こし カ　枝打ち キ　除伐等 ク　更新伐 ケ　付帯施設等整備 コ　森林作業道整備 サ　森林災害等復旧林道整備 (3)　保全松林緊急保護整備事業 地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人又は森林所有者の団体が森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア　人工造林事業 イ　樹下植栽等 ウ　下刈事業 エ　雪起こし事業 オ　倒木起こし カ　除伐等 キ　衛生伐 ク　更新伐 ケ　付帯施設等整備 コ　森林作業道整備	(1)及び(2)は10分の４以内。ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解散後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路線の整備については10分の５以内
	3　森林空間総合整備事業 市町村が知事の承認を受けた森林空間総合整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　全体計画調査事業 (2)　共生環境整備事業 ア　森林環境教育促進整備事業 イ　森林健康促進整備事業 ウ　里山林機能強化整備事業	10分の７以内。ただし、用地等取得事業については10分の４以内

	(3)　付帯施設整備事業 ア　森林環境教育促進整備事業 イ　森林健康促進整備事業 ウ　里山林機能強化整備事業 (4)　林内歩道等整備事業 (5)　用地等取得事業	
	４　絆（きずな）の森整備事業 (1) 市民参加型整備事業 ア　行政支援タイプ事業 市町村が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ｱ)　全体計画調査事業 (ｲ)　共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｳ)　付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｴ)　林内歩道等整備事業 (ｵ)　用地取得事業 イ　市民主導タイプ事業 森林施業計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）又は森林法施行令第11条７号に掲げる特定非営利活動法人等が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ｱ)　共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｲ)　付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｳ)　林内歩道等整備事業 ウ　市民開放タイプ事業 森林所有者のうち森林施業計画の認定を受けたもの又は市町村と森林整備に関する協定を締結したものが市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (ｱ)　共生環境整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｲ)　付帯施設整備事業 市民参加型森林整備事業 (ｳ)　林内歩道等整備事業 (2)　野生生物共生林整備事業 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体又は森林施業計画の認定を受けた者が市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 ア　共生環境整備事業 野生生物共生林整備事業 イ　付帯施設整備事業 野生生物共生林整備事業 ウ　林内歩道等整備事業 エ　用地等取得事業	10分の７以内。ただし、用地等取得事業については10分の４以内
みんなで支える里山備事業	地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は森林経営計画の認定を受けた者が、里山の森林整備の推進を図るために市町村が必要と認めた箇所において、市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業及びこれと一体的に行う事業に要する経費 (1)　間伐事業 (2)　間伐付帯事業	10分の９以内
公的森林整備事業	森林環境保全整備事業又は森林居住環境整備事業の事業実施主体のうち、地方公共団体、森林組合、森林整備法人、森林施業計画の認定を受けた者又は市町村と森林整備に関する協定を締結した森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人が、長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）第19条第１項の規定により指定された森林整備保全重点地域又は里山地域において市町村森林整備事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　除・間伐事業 (2)　更新伐事業	10分の10以内。ただし、別に定める方法により算定された額を限度 とする。
森林整備加速化・林業再生基金事業	地域協議会の構成員のうち地方公共団体、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐の実施主体に位置づけられた者が森林整備加速化・林業再生基金事業計画に基づいて行う間伐事業に要する経費	10分の6.5以内
間伐対策事業	１　間伐対策事業 市町村、財産区、一部事務組合、森林整備法人、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林法施行令第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人、森林所有者の団体、森林施業計画の認定を受けた者、共有林代表者又は間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者が間伐対策事業実施計画に基づいて行う間伐対策事業に要する経費	10分の５以内
	２　グレースの森創生事業 間伐対策事業の事業主体が間伐対策事業実施計基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1)　除・間伐事業 (2)　植栽・保育事業 (3)　看板等設置事業	10分の10以内

別表の公的森林整備事業の項からみんなで支える里山整備事業の項までを削る。

森林づくり推進課

長野県告示第324号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成24年４月９日

長野県知事　阿　部　守　一

1(1)　解除に係る保安林の所在場所

長野市大字長野字大峯山1612の１（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3)　解除の理由

火葬場用地及び道路用地とするため

2(1)　解除に係る保安林の所在場所

長野市大字長野字大峯山1612の１（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3)　解除の理由

火葬場用地及び道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第５号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年４月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年４月９日

長野県飯田建設事務所長　伊　藤　直　喜

1(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　松川大鹿線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
下伊那郡松川町生田3700番の19地先から 下伊那郡松川町生田3700番の４地先まで	旧	4.2～11.0	0.2000
同　上	新	10.0～21.0	0.2000

2(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　松川インター大鹿線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
上伊那郡中川村葛島1456番の69地先から 上伊那郡中川村葛島1520番の７地先まで	旧	8.6～21.3	0.4170
同　上	新	10.9～24.9	0.4170

3(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　赤石岳公園線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
下伊那郡大鹿村大河原1859番の11地先から 下伊那郡大鹿村大河原1859番の11地先まで	旧	4.6～9.3	0.0950
同　上	新	7.6～9.8	0.0950

4(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　長沢田村線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
下伊那郡豊丘村神稲5886番の４地先から 下伊那郡豊丘村神稲5848番の１地先まで	旧	7.5～13.0	0.0651
同　上	新	7.5～14.6	0.0651

5(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　長沢田村線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
下伊那郡豊丘村神稲5974番の１地先から 下伊那郡豊丘村神稲5974番の６地先まで	旧	7.0～21.0	0.0490
同　上	新	19.5～23.5	0.0490

6(1)　道路の種類　県道

(2)　路　線　名　大島阿島線

(3)　道路の区域

区　間	新旧別	敷地の幅員	延　長
		m	km
下伊那郡喬木村9320番の６地先から 下伊那郡喬木村9272番の４地先まで	旧	3.8～11.4	0.0453
同　上	新	5.0～11.4	0.0453

7(1)　道路の種類　県道
(2)　路　線　名　大島阿島線
(3)　道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村9130番の１地先から 下伊那郡喬木村9130番の１地先まで	旧	m 3.8～10.4	km 0.0450
同上	新	6.8～10.4	0.0450

8(1)　道路の種類　県道
(2)　路　線　名　大島阿島線
(3)　道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村5537番の40地先から 下伊那郡喬木村5537番の66地先まで	旧	m 3.6～7.2	km 0.0578
同上	新	7.2～13.8	0.0578

9(1)　道路の種類　県道
(2)　路　線　名　大島阿島線
(3)　道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村5459番の４地先から 下伊那郡喬木村5457番の７地先まで	旧	m 7.2～11.4	km 0.0197
同上	新	8.8～12.8	0.0197

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第６号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年４月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年４月９日

長野県飯田建設事務所長　伊　藤　直　喜

1(1)　路　線　名　松川大鹿線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡松川町生田3700番の19地先から
下伊那郡松川町生田3700番の４地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

2(1)　路　線　名　松川インター大鹿線
(2)　供用を開始する区間
上伊那郡中川村葛島1456番の69地先から
上伊那郡中川村葛島1520番の７地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

3(1)　路　線　名　赤石岳公園線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡大鹿村大河原1859番の11地先から
下伊那郡大鹿村大河原1859番の11地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

4(1)　路　線　名　長沢田村線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡豊丘村神稲5886番の４地先から
下伊那郡豊丘村神稲5848番の１地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

5(1)　路　線　名　長沢田村線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡豊丘村神稲5974番の１地先から
下伊那郡豊丘村神稲5974番の６地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

6(1)　路　線　名　大島阿島線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡喬木村9320番の６地先から
下伊那郡喬木村9272番の４地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

7(1)　路　線　名　大島阿島線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡喬木村9130番の１地先から
下伊那郡喬木村9130番の１地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

8(1)　路　線　名　大島阿島線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡喬木村5537番の40地先から
下伊那郡喬木村5537番の66地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

9(1)　路　線　名　大島阿島線
(2)　供用を開始する区間
下伊那郡喬木村5459番の４地先から
下伊那郡喬木村5457番の７地先まで
(3)　供用を開始する期日　平成24年４月９日

道路管理課